

ii) 動植物に基づく一般的な基準

そして水鳥に基づく特別な基準、およびこれらの基準を適用する際のガイドラインが採択されたことを想起し、

3. 今回の会議の分科会Eで討議された、「国際的に重要な湿地の選定のための魚類に基づく特別な基準の採用」の決議VI. 2が、特に開発途上国で重要な価値がある、魚類に基づく基準の適用の際の具体的な手引きを、その付属書に含めていることに注目し、

4. さらに魚類に基づく基準に添えられたような、より詳しいガイドラインの採用によって、既存の三つの基準に基づく国際的に重要な湿地の選定が容易になるであろうことに注目し、

5. 条約を普遍的に適用するための最終的な判断基準を確立するために、勧告4. 2では既存の基準にさらに修正を加えないよう求めているものの、科学技術検討委員会において既存の基準の見直しが必要であると提案されていることを意識し、

6. さらに条約の戦略計画(行動目標6. 3)は、締約国会議と科学技術検討委員会にラムサール条約の基準を定期的に検討するよう要請していることを意識し、

7. 分科会Eでの発表でも、基準の見直しとガイドラインの拡張が要請されていることに注目し、

8. さらに適用に際して、追加的基準やガイドラインが必要になるとと思われる、戦略計画(行動目標6. 2. 3)の「現在登録の少ない湿地タイプ、特に適当な場合には、サンゴ礁、マングローブ、藻場、泥炭地」に関する言及、決議VI. 5の地下のカルスト地形湿地に関する内容、泥炭地に関する勧告6. 1、サンゴ礁と周辺の生態系に関する勧告6. 7に注目し、

締約国会議は、

9. 適切な専門家とパートナー機関の協力とともに条約事務局の助力を得て、戦略計画の行動目標6. 3、分科会Eでの討論、現在登録の少ない湿地タイプに関する勧告に照らし合わせ既存の基準を見直し、ガイドラインを改訂することを、科学技術検討委員会に要請する。

10. その過程で、湿地から得られる文化的価値と利益、またはそのいずれかを考慮にいれることを科学技術検討委員会に求める。

11. さらにこの見直しの結果が常設委員会に提出され、次回の第7回締約国会議の場で考慮、可能な場合には採択されることを要請する。

12. 地下水貯蔵や水質改善といった、重要な自然水文学上の機能に基づいて、ラムサールの登録地指定が行われる可能性を検討するよう、科学技術検討委員会に強く要望する。

決議VI. 4 水鳥に関する特別基準を運用するための個体群の数算出方法の採択

1. 国際的に重要な湿地の証明であり、条約、決議及び勧告でも言及されている水鳥の生態的価値を再度明らかにし、

2. 水鳥にとって重要な多くの登録湿地は、選定基準3C(水鳥に関する特別基準)の妥当性を実証するために、信頼できる情報を継続的に必要としていることを認め、

3. 決議5. 9によって、選定基準3Cに基づく水鳥の国際的な個体群の数の算出方法を定期的に見直すことが求められ、またさらに数値やデータを見直し、将来締約国会議に提出することがIWRB(現国際湿地保全連合)に要求されていることを想起し、

決議

4. イギリスで自然保護共同委員会によって開催され、デンマークの国立調査研究所およびIWRBが参加した専門家会議で、旧北区西部～太平洋東部地域のフライウェイの水鳥の個体群の数の算出方法の改正について、今後の予定および本締約国会議の分科会Eで結果をまとめることで合意したことを認識し、またさらに1%基準を短期間に変え、国際的に重要である可能性の高い湿地が登録できなくなることを避ける必要性を特に認識し、

5. 国際的な水鳥の個体群の数の算出方法と1%基準を一貫したものにするために、ラムサール条約とボン条約のアフリカ～ヨーロッパ間の渡り性水鳥の協定、あるいは他の条約および協定との間の技術協力の必要性を認識し、

6. 決議5. 9に対応し国際湿地保全連合がまとめた、今回の締約国会議に提出される改訂した水鳥個体群の数算出方法と1%基準についての仮報告書に注意し、

締約国会議は、

7. 国際水鳥調査を継続して発展させ、選定基準3Cの妥当性についての重要な根拠を、地球規模で明らかにすることを国際湿地保全連合に対し強く促す。

8. 水鳥の個体群の数の算出方法と1%基準の見直しをし、特に基準に信頼性を持たせるために、水鳥研究グループの専門家のネットワークを利用し、条約事務局、締約国、他の条約とともに働き、そして第7回締約国会議で活動結果について報告するよう国際湿地保全連合に勧める。

9. もし水鳥の個体群の数があまり知られていない、もしくは急速な変化が認識されないのであれば、1%基準は3年ごとの締約国会議で見直されるべきであることに同意する。そして、

10. 次の3年間の登録湿地を指定する際、彼らの出版物に基づいたこれらの算出方法および数値基準を利用するよう、締約国に対して求める。

決議VI. 5 ラムサール分類体系の中の湿地タイプへの地下カルスト湿地の追加。

1. 条約の前文が、「水の循環の調整するものとして、および湿地特有の動植物相を支える生息地としての湿地の基本的な生態学的機能」を認識していることを想起し、

2. さらに条約の目的のため、条文第1条1は湿地を「天然のものであるか人工のものであるか、永続的なものであるか一時的なものであるかを問わず、さらには水が滞っているか流れているか、淡水であるか汽水であるか鹹水であるかを問わず…」と認識していることをさらに想起し、

3. 条約の第2条2は、生態学、植物学、動物学、陸水学、水文学の観点からの国際的な重要性に基づいて登録湿地が選定されるべきであると定めていることを意識し、

4. 一部の地下洞窟とカルスト系は、特化した脊椎動物と無脊椎動物種のための環境を提供し、また多くの場合これがなくては乾燥地となる地域の地下水源となり、天然の地下湿地を形成し、生態的、文化的、科学的、美観上、レクリエーション上の価値を持つ資源を形成することを認識し、

5. 「ラムサールデータベースやその他適切な機会に情報を提供する」場合で、「湿地タイプ」を記載する際、「湿地分類法」を使うよう勧告4. 7が要請していることを想起し、

6. 標準化された湿地分類法の使用を、条約が継続的に促進する必要があることを認識し、

7. 勧告4. 7の付属書2Bに含まれる現行の湿地分類は、地下のカルストや洞窟湿地を含まないことに注目し、